

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和3年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年3月9日
(2)事業者の氏名又は名称	華王株式会社(法人番号1011101068701) 代表者蘇 祥
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区東小松川四丁目44番9号 (本社営業所) 東京都江戸川区東小松川4-44-9 船堀プラレールビル7階
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(165日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6)違反行為の概要	令和元年9月11日、令和元年9月17日、令和元年10月8日及び令和元年11月7日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)点呼の記録の改ざん(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第3項)、(5)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法(以下、車両法)第48条)、(10)点検整備記録簿等の保存義務違反(車両法第49条)、(11)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 17 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 17 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和3年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年3月23日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社スターラインエクスプレス(法人番号6010901026327) 代表者田邊 善彦
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区船橋4-36-3-302 (本社営業所) 東京都世田谷区船橋4-36-3-302
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項
(6)違反行為の概要	令和2年1月17日及び令和2年1月21日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)新任運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和3年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年3月23日
(2)事業者の氏名又は名称	京成タクシー船橋株式会社(法人番号8040001019367) 代表者田中 裕也
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県船橋市湊町2-7-7 (本社営業所) 千葉県船橋市湊町2-7-7
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(139日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6)違反行為の概要	令和元年11月28日及び令和元年12月9日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)点呼の記録の不実記載(運輸規則第24条第5項)、(4)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)運行管理者の指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)、(9)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項、第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 14 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和3年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年3月23日
(2)事業者の氏名又は名称	中澤 薫
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都板橋区 (営業所) 東京都板橋区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項
(6)違反行為の概要	令和2年7月29日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)タクシー乗車禁止地区における乗車(タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和3年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年3月23日
(2)事業者の氏名又は名称	榎本 明
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区 (営業所) 東京都足立区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項
(6)違反行為の概要	令和2年7月28日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)タクシー乗車禁止地区における乗車(タクシー業務適正化特別措置法第43条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和3年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年3月23日
(2)事業者の氏名又は名称	日比野 芳晶
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横須賀市 (営業所) 神奈川県横須賀市
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(80日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第25条
(6)違反行為の概要	令和2年9月10日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者の制限違反(道路運送法第25条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 8 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和3年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年3月23日
(2)事業者の氏名又は名称	DD株式会社(法人番号4010501042486) 代表者王 凱
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都台東区下谷一丁目11番5-402号室ドメイン入谷 (本社営業所) 東京都足立区竹の塚5丁目18番9号竹の塚マンション401号室
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項
(6)違反行為の概要	令和2年1月9日及び令和2年11月12日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第25条第3項)、(2)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和3年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年3月23日
(2)事業者の氏名又は名称	叶商事株式会社(法人番号5160001004541) 代表者叶 春
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 滋賀県大津市山上町11-32 (東京営業所) 東京都足立区皿沼1-22-7
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項
(6)違反行為の概要	令和元年12月2日及び令和2年12月3日、区域拡大を行ったことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第25条第3項)、(2)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和3年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年3月26日
(2)事業者の氏名又は名称	池袋交通株式会社(法人番号1011401000495) 代表者金 真黙
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都板橋区幸町48-13 (本社営業所) 東京都板橋区幸町48-13
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和3年3月26日、駐停車違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 2 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)